

2016年（平成28年）1月25日

秋田刑務所長

小 尾 博 巳 殿

秋田弁護士会

会 長 京 野 垂 日

勸 告 書

当会は、申立人 A 氏（以下、申立人といいます。）からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会における調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勧告します。

記

第1 勸告の趣旨

男子受刑者であり残刑期3か月以内である申立人が、もみあげを伸ばしたいと希望したのに対し、秋田刑務所が、同人にもみあげを伸ばさせない調髪を行わせたことは、申立人の髪型を自由に決定し得る権利を侵害したものである。

したがって、今後、貴所において、同様の事態が生じることのないよう、受刑者に調髪を行わせるにあたっては、適当な長さに頭髪をそろえる調髪を希望する理由、釈放の時期、当該調髪を行わせることにより生じる保安警備上の支障の内容及び程度等を個別具体的に十分に考慮して、受刑者の当該権利を尊重し、受刑者の権利を不当に制約することがないよう勧告する。

第2 勸告の理由

1 申立ての概要

申立人が、出所に向けて顔及び首回りにある生まれつきの痣を隠して他人から見えないようにするとの理由で、もみあげを含む頭髪を伸ばすことができるよう許可を求めたのに対し、秋田刑務所が、もみあげだけは伸ばすことを許可しなかったことは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則第26条4項に反し、人権侵害である。

2 調査の経緯

平成27年 4月23日 担当委員2名が秋田刑務所にて申立人と面会・聴取
同年 6月24日 秋田刑務所に対し文書照会
同年 7月23日 秋田刑務所による文書回答
同年 9月 1日 秋田刑務所に対し文書照会（再度）
同年10月 1日 秋田刑務所による文書回答（再度）

3 検討結果

(1) 問題の所在

秋田刑務所が、申立人のもみあげを伸ばさせなかったことが、「適当な長さに頭髪をそろえる調髪を行わせる」という法令に違反し、個人の髪型を各自が自由に決定し得る権利を侵害するかが問題となる。

(2) 関係法令

ア 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（以下「法」という。）第60条

1項 受刑者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる。

イ 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第26条

4項 前3項の規定にかかわらず、受刑者が調髪又はひげそりを行わないことを希望する場合において、その宗教、その者が国籍を有する国における風俗慣習、釈放の時期その他の事情を考慮して相当と認めると

きは、調髪又はひげそりを行わせないものとする。

5項 受刑者に行わせる調髪の髪型の基準は、法務大臣が定める。

ウ 被收容者の保健衛生及び医療に関する訓令（以下「訓令」という。）第6条

1項 規則第26条第5項に規定する法務大臣が定める受刑者の髪型の基準は、次のとおりとする。

(1) 男子の受刑者については、原型刈り、前五分刈り又は中髪刈りとする。

2項 男子の受刑者の調髪は、前項第1号に規定する原型刈り又は前五分刈りのうちから、その受刑者が選択する髪型を参考にして行わせるものとする。ただし、男子の受刑者が次のいずれかに該当する場合において、その者が希望するときは、前項第1号に規定する中髪刈りの髪型を参考にして、適当な長さに頭髪をそろえる調髪を行わせるものとする。

(2) 残刑期3か月以内の者

(3) 認定した事実

ア 申立人の経歴

申立人は、懲役2年の実刑判決を受け、平成25年9月11日から秋田刑務所で服役する男性受刑者である。

イ 許可願い

申立人は、平成27年2月12日、秋田刑務所に対し、「平成27年5月12日の出所に向けて、顔等にある生まれつきの痣を頭髪で隠したいため、もみあげを伸ばすことができるよう許可されたい」旨の許可願いを提出した。

申立人がもみあげを伸ばしたい理由は、幼少時から他人に痣を見られることに精神的苦痛を感じていたことから、これまではもみあげを伸ばして

痣を隠してきたが、3か月後の出所を控え、出所後の就職活動の際にも痣を隠した方が良い印象を持ってもらえると考えたことによる。

上記許可願いに対して、申立人は、同年2月17日、秋田刑務所から、「規則でもみあげは伸ばすことができない」、「もみあげは出所してから伸ばすよう」回答を受けた。

許可願いの際、申立人は、「中髪刈り」を希望し（7月23日付回答書）、秋田刑務所は、内規により、満期釈放日3か月前であるため、当該希望に対して許可をした（10月1日付回答書）。

ウ 苦情申立て

申立人は、上記許可願いに対する回答に承服できず、秋田刑務所に対し、3月10日頃（7月23日付回答書によると3月19日。）、「出所までに生まれ付きの痣を頭髪で隠せるのではないか」という苦情を申し立てた。

上記苦情申立てに対し、申立人は、同年3月17日、秋田刑務所から、「苦情は認めない」旨の回答を受けた。その理由は、申立人のもみあげを伸ばすことについての出願を認めなかった施設の措置に不当がないと判断されたためである（7月23日付回答書）。

上記以外に、申立人は、秋田刑務所から、許可願い及び苦情申立てに対する回答の具体的な理由を聞いていない。

エ もみあげを伸ばさせない理由

秋田刑務所が、申立人に対して、許可願いを許可しないとする回答をし、申立人のもみあげを伸ばさせなかった理由は以下のとおりである。

すなわち、「容貌が著しく変化することによる人定確認時の支障その他の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれが認められたため」である（7月23日付回答書）。

当該回答を受け、申立人がもみあげを伸ばすことにより、具体的にどのような支障が生じると認められたかについて、具体的な内容を問い合わせ

たところ（9月1日付照会書）、秋田刑務所は、適時迅速に人定確認を行う目的を有しているところ、申立人がもみあげを伸ばし、その容貌が著しく変化することで、その目的が阻害され、刑事施設内の秩序の維持及び逃走防止等保安警備上支障が生じるおそれが認められたためである旨回答した（10月1日付回答書）。

また、秋田刑務所は、上記許可願いにおけるもみあげを伸ばしたい理由について、「本人の願意と当所の規律秩序上の支障を慎重に考慮した」と説明する（10月1日付回答書）。

そして、上記許可願いにおけるもみあげを伸ばしたい理由を踏まえても、訓令第6条2項ただし書に基づき、「適当な長さに頭髪をそろえる調髪を行わせる」として、申立人の許可願いを許可しなかった理由について、秋田刑務所は、刑事施設の管理運営、規律及び秩序の維持、逃走防止、受刑者の改善更生、経理作業の技量上の限界、その他保安警備上の事情等にある旨回答する（10月1日付回答書）。

オ 申立人の痣

申立人は、生まれつき、顔及び首回りに赤い痣がある。その痣は、一般的にもみあげが生える部分の下部等に広がっている。

カ 申立人のもみあげ

申立人は、上記中髪刈りに対する許可を受け、頭髪の長さを約5センチメートルに切り揃え、裾を短く刈り上げるという内容の中髪刈りをする事になった。この中髪刈りは、秋田刑務所における通常の中髪刈りと同様の調髪である（10月1日付回答書）。

上記許可願い後、申立人は、調髪はされなくなったが、もみあげについては、伸ばすことを許可されなかったため、申立人自身が短く切り揃えた（7月23日付回答書）。

秋田刑務所では、もみあげは目尻より下に伸ばせない規則になっており、

実際に、4月23日の面会当時、申立人のもみあげは目尻から耳に向けて水平のラインで切り揃えられていた。秋田刑務所の服役者も同じように切り揃えられているという。同面会当時、申立人のもみあげ以外の頭髪は、相当程度伸びた状態にあった。

なお、もみあげを伸ばせばもみ上げ部分の痣を全部隠せるとのことである。

(4) 人権侵害の有無

ア 上記認定した事実によると、申立人は、男子受刑者であり、中髪刈りを希望した際にもみあげを伸ばしたいとも希望し、出所を5月12日に控えており残刑期3か月以内であった。そうすると、申立人には、「適当な長さに頭髪をそろえる調髪を行わせる」（訓令第6条2項ただし書）として、もみあげを伸ばさせるべきとかがえられる。

なお、申立人は、規則第26条4項を根拠にして人権侵害を主張するが、上記のとおり中髪刈りを希望したことから、「調髪」「を行わないことを希望する場合」に当たらず、採用できない。

イ 次に、同訓令に言う「適当な長さ」に、申立人のもみあげを伸ばすことが含まれるかが問題となる。

「適当な長さ」は、「中髪刈りの髪型」を「参考に」とすると規定されるところ、「中髪刈り」とは、頭髪の長さを約5センチメートルに切り揃え、裾を短く刈り上げるという内容の調髪である。これを前提に「適当な長さ」の意義を検討する。

ウ そもそも、個人の髪型を各自が自由に決定し得る権利は、個人の美的感覚や生活様式と結びついており、憲法13条が保障する個人の尊厳に係る権利の内容を成すものとして尊重されるべきものであって、何人も合理的な理由なく一定の髪型を強制されることはない。もみあげを伸ばす権利も当該権利に包含されるというべきである。

もつとも、懲役刑等は、受刑者に、その罪の贖罪をさせるとともに、その更生を図ることを目的として一定期間、施設内に身柄を収容し、矯正を施すものであるから、このような拘禁目的の達成に必要な限り、上記の自己決定権が制約を受けることはあり得るといふべきであつて、法60条1項が、受刑者に対する調髪強制を規定しているのも、その趣旨によるものと解される。

ただし、調髪強制の必要性が認められるとしても、上記権利に対する制約は合理性の認められる必要最小限度のものでなければならず、受刑者については、釈放の時期が予測可能であり、釈放前の一定時期にあつては必要な範囲内で一般社会での髪型に近い髪型での調髪を認める必要性があるといふべきであつて、規則26条4項が、釈放の時期等を考慮して相当と認めるときは調髪等を行わせないと規定していること、訓令6条2項ただし書きが、釈放前の一定時期にある男子受刑者の調髪にその者の希望を考慮すると規定していることも、その趣旨によるものと解される。

したがつて、「適当な長さ」とは、上記権利に対する必要かつ合理的な範囲内の制約であると認められる調髪内容でなければならず、その具体的な調髪内容は、適当な長さに頭髪をそろえる調髪を希望する理由、釈放の時期、刑事施設内の管理運営、規律及び秩序の維持、逃走防止、受刑者の改善更生、経理作業上の限界その他保安警備上の支障が生じる内容及び程度等を個別具体的に勘案して決すべきと解する。

エ これを本件についてみると、秋田刑務所が、申立人のもみあげを伸ばさなかつた理由の概要は、申立人がもみあげを伸ばし、その容貌が著しく変化することで、適時迅速に人定確認を行う目的が阻害され、刑事施設内の秩序の維持及び逃走防止等保安警備上支障が生じるという点にある。しかし、人定確認は、もみあげだけでなく、もみあげ以外の外見からも十分に可能である上、申立人は、中髪刈りを許可され、もみあげや裾以外の頭髪

を伸ばすことを許されたことから、一定程度頭髪を伸ばしても人定確認が可能であるといえるから、申立人のもみあげを伸ばすことにより人定確認が困難になるということは認められない。仮に、人定確認に困難が生じるとしても、申立人の残刑期は3か月であり、その間に伸びるもみあげの長さは長くないといえ、生じる困難の程度は低いと認められる。加えて、申立人が希望するのは、中髪刈りの希望以外には、出所に向けてもみあげを伸ばすということに限り、経理作業上の支障も大きくないといえる。むしろ、もみあげを伸ばすことにより、積極的な就職活動が期待でき、申立人の改善更生に資する側面が認められる。

しかも、秋田刑務所は、申立人のもみあげを伸ばさせない具体的理由を求めた当会からの再照会に対し、上記のとおり回答するにとどまり、申立人の出所時期やもみあげを伸ばしたい理由その他具体的事情の下で、申立人のもみあげを伸ばすことにより、具体的にどのような支障が生ずるかを回答しておらず、上記支障の内容及び程度について十分に考慮したかについて疑問が残る。申立人がもみあげを伸ばしたいと許可願いを提出し、それにより中髪刈りが許可された後も、申立人の調髪を秋田刑務所における通常の中髪刈りにしていたことからこのことが窺える。

オ 以上のとおり、同訓令の「適当な長さ」には、申立人がもみあげを伸ばすことが含まれるというべきであるから、秋田刑務所が、申立人のもみあげを伸ばす調髪を行わせなかったことは、法令の解釈を誤り、申立人の髪型を自由に決定し得る権利を不当に侵害するものであると認められる。

4 結論

よって、秋田刑務所が、申立人に対して、もみあげを伸ばす調髪を行わせなかったことは、申立人の人権を侵害したものであり、秋田刑務所に対し、勧告主文のとおり勧告するのが相当であると思料する。

以 上